

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の改正(案)について

1 背景・目的

近年、激甚化する豪雨等の自然災害により太陽光発電施設で土砂災害等の事故が発生するなど、安全面への不安が高まっているほか、太陽光発電施設等と自然環境との共生及び太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に対して社会的に関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、山林における一定規模以上の造成を伴う太陽光発電施設の設置については、許可制度を創設するとともに、条例で調和を図ることとしている地域環境に自然環境の視点が含まれることや廃止後の措置の責務が設置者又は管理者にあることを明確化する等、必要な条例改正を行います。

2 改正(案)の骨子

(1) 防災面の強化

ア 許可制の導入

届出が必要な施設のうち、災害の危険性が高い太陽光発電施設が設置される場合に限り許可制を導入します。許可の対象は、事業区域の面積が5,000㎡以上のもののうち、民有林^{※1}において切土・盛土を行う面積が3,000㎡を超えるものとします。



※1 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域

※2 神戸市の全域、三田市の市街化調整区域を除く

イ 設置不適地の条例化

災害の危険性が高い区域を設置不適地[※]として、原則事業区域に含めないことを条例本文に規定します。

※災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域

ウ 関係法令の事前手続の義務化

条例に基づく届出・許可申請の前に、防災に関する次の法令の手続を行うよう規定します。

- ・森林法
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

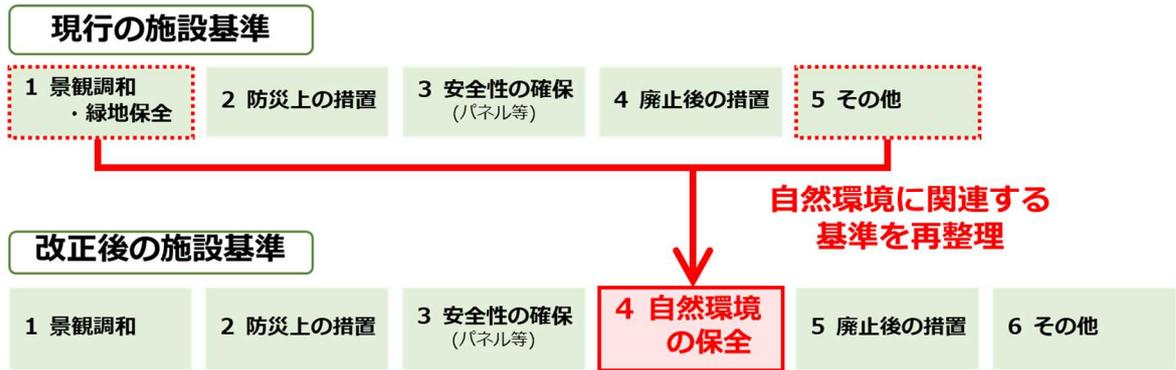
(2) 自然環境面の強化

ア 条例目的の明確化

条例で調和を図ることとしている「地域環境」に「自然環境」の視点が含まれることを明確化するため、条例目的の例示に「自然環境」を追加します。

あわせて、施設基準について、これまで別の事項に定めていた自然環境に関する

る基準を整理し、「自然環境の保全に関する事項」を新設します。



イ 関係法令等の事前手続の義務化

条例に基づく届出・許可申請の前に、自然環境に関する法令（対象法令等は規則で規定）の手続を行うよう規定します。

(3) 施設廃止後の責務明確化

設置者又は管理者の責務として、施設の廃止に当たっての適切な措置を行わなければならないことを規定します。

(4) 指導権限等の強化

ア 命令規定の導入

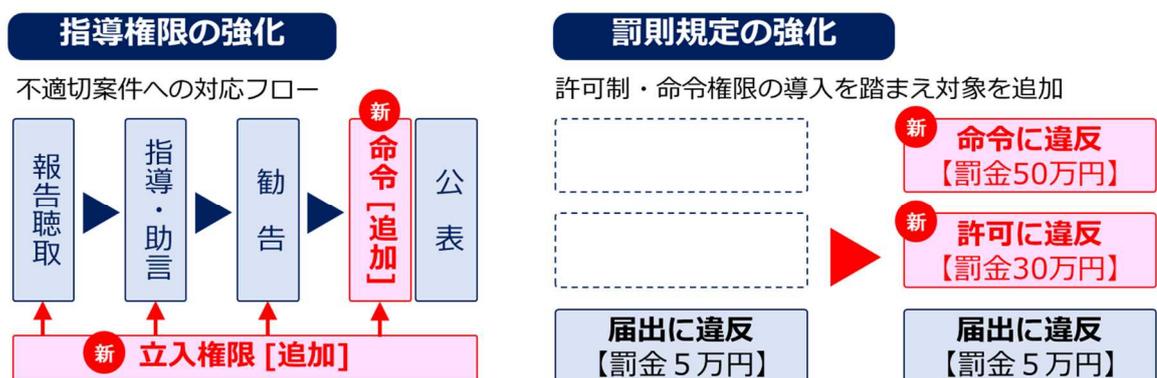
勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合に、命令できるよう規定します。

イ 立入検査規定の導入

県や県から権限移譲を受けた市町の職員が、必要に応じて事業区域等に立ち入ることができるよう規定します。

ウ 罰則対象の追加

罰則として、命令に従わない場合には罰金50万円、許可の手続や許可条件に違反する場合には罰金30万円とする規定を設けます。



3 施行期日

令和6年10月1日とし、改正後の条例が施行されるまでに改正前の条例に従って届出したものは、引き続き改正前の条例に従う経過措置を定めます。